| 主眼事項 | 着　眼　点・根拠法令等 | 確認文書 | 結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１ 基本方針 | **◆法第21条の５の18** |  |  |
|  | (1) 児童発達支援に係る指定通所支援（指定児童発達支援）の事業を行う者（指定児童発達支援事業者）は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。**◆平24厚令15第３条第２項** | 運営規程個別支援計画ケース記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。**◆平24厚令15第３条第３項** | 運営規程個別支援計画ケース記録福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類 | □適□否⇒「事業者と関係機関等との連携」は第４の10にあり |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 **◆平24厚令15第３条第４項** | 運営規程研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類体制の整備をしていることが分かる書類 | □適□否⇒「身体拘束等の禁止」は第４の37に、「虐待等の禁止」は第４の38にあり |
|  | (4) 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又これに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものとなっているか。**◆平24厚令15第４条****条例第５条** | 運営規程個別支援計画ケース記録 | □適□否⇒「支援」については第４の20にあり |
| 第２ 人員に関する基準 | **◆法第21条の５の19第１項****◎解釈通知第三の１(1)(2)****条例第６条、第７条　　規則第２条、第３条** |  |  |
| １ 従業者の員数（指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）の場合） | (1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定児童発達支援事業所）（児童発達支援センターであるものを除く。以下(8)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。一 児童指導員又は保育士　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上イ　障害児の数が10までのもの　２以上ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上二 児童発達支援管理責任者　１以上**◆平24厚令15第５条第１項、第５項****条例第６条　　規則第２条第１項****◎解釈通知第三の１(1)①②** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）以下(8)を除き(14)まで同じ | □適□否定員　　　　名児童指導員　　名(うち常勤　　名)保育士　　　　名(うち常勤　　名)児童発達支援管理責任者　　　　名(うち専任・常勤　　名) |
|  | (2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、 助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置いているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。一　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。）を行う場合三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合**◆平24厚令15第５条第２項****◎解釈通知第三の１(1)③④** | (1)に同じ | □適□否機能訓練担当職員　　　　　　　名看護職員　　　名□該当なし |
|  | (3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。**◆平24厚令15第５条第３項、第５項****規則第２条第２項****◎解釈通知第三の１(1)⑤** | (1)に同じ | □該当あり⇒機能訓練担当職員又は看護職員の数を、児童指導員又は保育士に□　含む□　含まない□該当なし |
|  | (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。（ただし、指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。）一　嘱託医　１以上二　看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）　１以上三　児童指導員又は保育士　１以上四　機能訓練担当職員　１以上五　児童発達支援管理責任者　１以上**◆平24厚令15第５条第４項、第５項****規則第２条第３項****◎解釈通知第三の１(1)⑥** | (1)に同じ | □適□否⇒嘱託医　　　名　看護職員　　名　児童指導員又は保育士　　　名　機能訓練担当職員　　　　名　児童発達支援管理責任者　　名□該当なし |
|  | (5) (1)の児童指導員又は保育士のうち、１人以上は、常勤となっているか。**◆平24厚令15第５条第６項****規則第２条第５項** | (1)に同じ | □適□否⇒常勤　　名 |
|  | (6) (3)の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。**◆平24厚令15第５条第７項****規則第２条第６項** | (1)に同じ | □適□否⇒児童指導員又は保育士　　　名機能訓練職員を含む合計人数　　　名 |
|  | (7) (1)に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、１人以上は、専任かつ常勤となっているか。**◆平24厚令15第５条第８項****規則第２条第７項****◎解釈通知第三の１(1)⑧** | (1)に同じ | □適□否⇒専任・常勤　名 |
|  | (8) (1)の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。**◆平24厚令15第５条第９項****規則第２条第８項** | 障害児の支援に支障がないことが分かる書類 | □適□否□該当なし |
| （児童発達支援センターの場合） | (9) 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下(14)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。）一　嘱託医　１以上二　児童指導員及び保育士イ　児童指導員及び保育士の総数　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上ロ　児童指導員　１以上ハ　保育士　１以上三　栄養士　１以上四　調理員　１以上五　児童発達支援管理責任者　１以上**◆平24厚令15第６条第１項、第６項****条例第７条　規則第３条第１項****◎解釈通知第三の１(2)**（経過措置）障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第２項の規定により整備法第５条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を４で除して得た数及び障害児である少年の数を７．５で除して得た数の合計数以上」とする。**◆平24厚令15附則第３条** | (1)に同じ適宜必要と認める資料 | □適□否⇒嘱託医　　　名　児童指導員　名保育士　　　名栄養士　　　名　調理員　　　名　児童発達支援管理責任者　　名□該当なし |
|  | (10) (9)各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。一　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、 当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、 医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合**◆平24厚令15第６条第２項** | (1)に同じ | □適□否機能訓練担当職員　　　　　　　名看護職員　　　名□該当なし |
|  | (11)　(9)及び(10)に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者を置いているか。**◆平24厚令15第６条第３項****規則第３条第２項****◎解釈通知第三の１(2)①** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
|  | (12) (10)の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めることができる。**◆平24厚令15第６条第４項****規則第３条第３項****◎解釈通知第三の１(2)②** | (1)に同じ | □該当あり⇒機能訓練担当職員又は看護職員の数を、児童指導員又は保育士に□　含む□　含まない□該当なし |
|  | (12の2) (12)の規定により、機能訓練担当職員等の数を含める場合、(9)の児童指導員又は保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。**◆平24厚令15第６条第５項****規則第３条第４項****◎解釈通知第三の１(2)③** | (1)に同じ | □適□否⇒児童指導員・保育士の数　　　名　機能訓練担当職員等の数　　　名□該当なし |
|  | （経過措置）※令和９年３月31日まで(10)及び(12)の規定に関わらず、令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第５号。令和６年改正府令）第１条の規定による改正前の基準（旧基準）第６条第４項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所）のうち令和６年改正府令附則第４条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、(9)各号に掲げる従業者（(10)ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）のほか、次の各号に掲げる従業者を置いているか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）一　言語聴覚士　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに４以上二　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）　機能訓練を行うために必要な数三　看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）　医療的ケアを行うために必要な数**◆令６内令５附則第４条(旧基準第６条第４項)****改正前条例第７条第３項****改正前規則第３条第３項、第６項** | 令和６年４月１日において児童発達の指定を受けていたことが分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否⇒言語聴覚士　名　機能訓練担当職員　　　　　名　看護職員　　名□該当なし |
|  | （経過措置）整備法附則第22条第２項の規定により新児童福祉法第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては、当分の間、一号中「言語聴覚士　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに４以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）　それぞれ２以上」とする。**◆平24厚令15附則第３条** | 適宜必要と認める資料 |  |
|  | （経過措置）※令和９年３月31日まで(10)及び(12)の規定にかかわらず、令和６年４月１日において児童発達の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（旧基準第６条第５項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所）のうち令和６年改正府令附則第４条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、(9)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置いているか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）一　看護職員　１以上二　機能訓練担当職員　１以上**◆令６内令５附則第４条(旧基準第６条第５項)****改正前条例第６条第４項****改正前規則第３条第４項** | 令和６年４月１日において児童発達の指定を受けていたことが分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否⇒看護職員　　名　機能訓練担当職員　　　　　名□該当なし |
|  | (13) (9)(嘱託医を除く)、(10)及び(12)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(9)の栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）**◆平24厚令15第６条第６項、第７項****規則第３条第５項、第６項****◎解釈通知第三の１(2)④** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
|  | (14) (11)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）**◆平24厚令15第６条第８項****規則第３条第７項****◎解釈通知第三の１(2)⑤** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
|  | (15) (13)及び(14)にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。**◆平24厚令15第６条第９項****規則第３条第８項****◎解釈通知第三の１(2)⑥** | 障害児の支援に支障がないことが分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | （経過措置）※令和９年３月31日まで　　(9)から(15)までの規定にかかわらず、令和６年４月１日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている児童発達支援事業所であって児童福祉法等の一部を改正する法律(令和４年法律第166号)附則第４条第１項の規定により新児童発達支援の指定を受けたものとみなされた事業所」（旧指定医療型児童発達支援事業所）のうち、令和６年改正府令附則第２条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとなっているか。 | 令和６年４月１日において児童発達の指定を受けていたことが分かる書類 |  |
|  | 　①　次の各号に掲げる従業者を置いているか。　　一　医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者　同法に規定する診療所として必要とされる数　　二　児童指導員　１以上　　三　保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）　１以上　　四　看護職員　１以上　　五　理学療法士又は作業療法士　１以上　　六　児童発達支援管理責任者　１以上 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否 |
|  | 　②　①の各号に掲げる従業員のほか、旧指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置いているか。 | ①に同じ | □適□否□該当なし |
|  | 　③　①の各号及び②に規定する従業員は、専ら当該旧指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 | ①に同じ | □適□否 |
|  | ④　③の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。**◆令６内令５附則第２条****令６内令５第１条の規定による法改正前の基準(旧基準)平24厚令15第56条****旧条例第58条　　旧規則第12条** | 障害児の支援に支障がないことが分かる書類 | □適□否□該当なし |
| ２ 管理者 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）**◆平24厚令15第７条****条例第８条****◎解釈通知第三の１(3)** | 管理者の雇用形態がわかる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 | □適□否 |
| ３ 従たる事業所を設置する場合における特例 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く）における主たる事業所（(2)において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（(2)において「従たる事業所」という。）を設置することができる。**◆平24厚令15第８条第１項****条例第９条第１項** | 適宜必要と認める資料 | 従たる事業所設置□あり□なし |
|  | (2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。**◆平24厚令15第８条第２項****条例第９条第２項　規則第４条** | 従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | □適□否⇒従たる事業所設置の場合の常勤従業者数主たる事業所 名従たる事業所　名□該当なし |
| 第３ 設備に関する基準 | **◆法第21条の５の19第２項****◎解釈通知第三の２** |  |  |
| （指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）の場合） | (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。**◆平24厚令15第９条第１項****条例第10条第１項****◎解釈通知第三の２(1)** | 平面図設備・備品等一覧表【目視】以下(5)を除いて同じ | □適□否 |
|  | (2) (1)に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。**◆平24厚令15第９条第２項****条例第10条第２項** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）**◆平24厚令15第９条第３項****条例第10条第３項** | (1)に同じ | □適□否 |
| （児童発達支援センターの場合） | (4) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下(7)まで同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。**◆平24厚令15第10条第１項****条例第11条****◎解釈通知第三の２(2)** | (1)に同じ | □適□否□発達支援室□遊戯室□屋外遊戯場□医務室□相談室□調理室□便所□静養室□その他(　 　　 　　) |
|  | （経過措置）　※当分の間　　令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和６年改正府令附則第５条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。（ただし、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。）**◆令６内令５附則第５条(旧基準第10条第1項)****改正前条例第11条第１項** | (1)に同じ | □適□否□指導訓練室□遊戯室□屋外遊戯場□医務室□相談室□調理室□便所□その他(　 　　 　　) |
|  | （経過措置）　※当分の間　　令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和６年改正府令附則第５条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、聴力検査室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。**◆令６内令５附則第５条(旧基準第10条第2項)****改正前条例第11条第３項** | (1)に同じ | □適□否□指導訓練室□遊戯室□屋外遊戯場□医務室□相談室□調理室□便所□聴力検査室□その他(　 　　 　　) |
|  | (5) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、(4)に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けているか。**◆平24厚令15第10条第２項****条例第11条第２項****◎解釈通知第三の２(2)** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
|  | (6) (4)に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。（ただし、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和６年改正府令附則第５条によりなお従前の例によることができることとしたものにあっては、当分の間、この限りでない。）一　発達支援室イ　定員は、おおむね10人とすること。ロ　障害児１人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。二　遊戯室　障害児１人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。**◆平24厚令15第10条第３項****規則第５条** | 平面図【目視】 | □適□否発達支援室定員　　　　名 床面積 　 　㎡遊戯室　床面積 　 ㎡ |
|  | (7) (4)及び(5)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(5)に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）**◆平24厚令15第10条第４項****条例第11条第４項****◎解釈通知第三の２(2)** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | （経過措置）　※当分の間　　(4)から(7)までの規定にかかわらず、令和６年４月１日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている旧指定医療型児童発達支援事業所のうち、令和６年改正府令附則第３条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとなっているか。　①　旧指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。　　一　医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。　　二　指導訓練室、屋外遊戯場、相談室及び調理室を有すること。　　三　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。②　旧指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。③　①に規定する設備は、専ら当該旧医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1)の一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）**◆令６内令５附則第３条****令６内令５第1条の規定による旧基準第58条****改正前条例第60条** | 平面図設備・備品等一覧表【目視】平面図【目視】平面図設備・備品等一覧表【目視】 | □適□否□該当なし□適□否□該当なし□適□否□該当なし |
| 第４ 運営に関する基準 | **◆法第21条の５の19第２項****◎解釈通知第三の３** |  |  |
| １ 利用定員 | 　指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。）**◆平24厚令15第11条****条例第12条****◎解釈通知第三の３(1)**　「利用定員」とは、１日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。 | 運営規程利用者数がわかる書類（利用者名簿等） | □適□否⇒定員　　名 |
| ２ 内容及び手続　の説明及び同意 | (1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。**◆平24厚令15第12条第１項****条例第13条第１項****◎解釈通知第三の３(2)**指定児童発達支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の・運営規程の概要・従業者の勤務体制・事故発生時の対応・苦情解決の体制・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該利用申込者の同意を得なければならない。 | 重要事項説明書利用契約書~~（保護者の署名捺印）~~ | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。**◆平24厚令15第12条第２項****条例第13条第２項****◎解釈通知第三の３(2)**使用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第１項の規定に基づき、①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地②当該事業経営者が提供する指定児童発達支援の内容③当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項④指定児童発達支援の提供開始年月日⑤指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。　なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 重要事項説明書利用契約書~~（保護者の署名捺印）~~その他保護者に交付した書面 | □適□否 |
| ３ 契約支給量の報告等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（契約支給量）その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。**◆平24厚令15第13条第１項****条例第14条第１項****◎解釈通知第三の３(3)①** | 受給者証の写し | □適□否 |
|  | (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。**◆平24厚令15第13条第２項****条例第14条第２項****◎解釈通知第三の３(3)②** | 受給者証の写し契約内容報告書 | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。**◆平24厚令15第13条第３項****条例第14条第３項****◎解釈通知第三の３(3)③** | 契約内容報告書 | □適□否 |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。**◆平24厚令15第13条第４項****条例第14条第４項** | 受給者証の写し契約内容報告書 | □適□否□該当なし |
| ４ 提供拒否の禁止 | 　指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか**◆平24厚令15第14条****条例第15条****◎解釈通知第三の３(4)**提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、　①当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合　②入院治療の必要がある場合　③当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。　なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は正当な理由には当たらない。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| ５　連絡調整に対する協力 | 　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。**◆平24厚令15第15条****条例第16条****◎解釈通知第三の３(5)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| ６　サービス提供困難時の対応 | 　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。**◆平24厚令15第16条****条例第17条****◎解釈通知第三の３(6)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ７　受給資格の確認 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。**◆平24厚令15第17条****条例第18条****◎解釈通知第三の３(7)** | 受給者証の写し | □適□否□該当なし |
| ８　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。**◆平24厚令15第18条第１項****条例第19条第１項****◎解釈通知第三の３(8)①** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。**◆平24厚令15第18条第２項****条例第19条第２項****◎解釈通知第三の３(8)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ９　心身の状況等の把握 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。**◆平24厚令15第19条****条例第20条****◎解釈通知第三の３(9)** | アセスメント記録ケース記録 | □適□否□該当なし |
| 10　指定障害児通所支援事業者等との連携等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。**◆平24厚令15第20条第１項****条例第21条第１項** | 個別支援計画ケース記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。**◆平24厚令15第20条第２項****条例第21条第２項** | 個別支援計画ケース記録 | □適□否□該当なし |
| 11　サービス提供の記録 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度、記録しているか**◆平24厚令15第21条第１項****条例第22条第１項****◎解釈通知第三の３(10)①** | サービス提供の記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。**◆平24厚令15第21条第２項****条例第22条第２項****◎解釈通知第三の３(10)②** | サービス提供の記録 | □適□否 |
| 12　指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。**◆平24厚令15第22条第１項****条例第23条第１項****◎解釈通知第三の３(11)前段** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。）**◆平24厚令15第22条第２項****条例第23条第２項****◎解釈通知第三の３(11)後段** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 13　通所利用者負担額の受領 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。**◆平24厚令15第23条第１項****条例第24条第１項****◎解釈通知第三の３(12)①**　 | 請求書領収書（控）以下(3)まで同じ | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。　一　次号に掲げる場合以外の場合　当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額　二　治療を行う場合　前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額**◆平24厚令15第23条第２項****条例第24条第２項****◎解釈通知第三の３(12)②** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。一　食事の提供に要する費用二　日用品費三　前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの**◆平24厚令15第23条第３項****条例第24条第３項　規則第６条第１項****◎解釈通知第三の３(12)③** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (4) (3)第一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。**◆平24厚令15第23条第４項　平24厚告231****規則第６条第２項** | 請求書領収書重要事項説明書 | □適□否 |
|  | (5) 指定児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。**◆平24厚令15第23条第５項****条例第24条第４項****◎解釈通知第三の３(12)④** | 領収書（控） | □適□否□該当なし |
|  | (6) 指定児童発達支援事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。**◆平24厚令15第23条第６項****条例第24条第５項****◎解釈通知第三の３(12)⑤** | 重要事項説明書 | □適□否□該当なし |
| 14　通所利用者負担額に係る管理 | 　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。**◆平24厚令15第24条****条例第25条****◎解釈通知第三の３(13)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 15　障害児通所給付費の額に係る通知等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。**◆平24厚令15第25条第１項****条例第26条第１項****◎解釈通知第三の３(14)①** | 通知の写し | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。**◆平24厚令15第25条第２項****条例第26条第２項****◎解釈通知第三の３(14)②** | サービス提供証明書の写し | □適□否□該当なし |
| 16　指定児童発達支援の取扱方針 | (1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。**◆平24厚令15第26条第１項****条例第27条第１項準用****◎解釈通知第三の３(15)①**適切な支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドライン(令和６年７月)を参考にすることが望ましい。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。**◆平24厚令15第26条第２項****条例第27条第２項****◎解釈通知第三の３(15)②**当該配慮に当たっては「支援における子どもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」に十分留意すること。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。**◆平24厚令15第26条第３項****条例第27条第３項****◎解釈通知第三の３(15)③**支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、年齢等に応じて本人の意向を把握し、以降を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるべきものである。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この16及び16の２において同じ。）の確保並びに(5)に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。**◆平24厚令15第26条第４項****条例第27条第４項****◎解釈通知第三の３(15)④** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (5) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。**◆平24厚令15第26条第５項****条例第27条第５項****◎解釈通知第三の３(15)⑤** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (6) 指定児童発達支援事業者は(5)の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図っているか。一　当該児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況三　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況五　当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策七　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況**◆平24厚令15第26条第６項****条例第27条第６項　規則第６条の２****◎解釈通知第三の３(15)⑥**自己評価・保護者評価及び改善を図るに当たっては児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (7) 指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。**◆平24厚令15第26条第７項****条例第27条第７項****◎解釈通知第三の３(15)⑦** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (8) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（(4)に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。（令和７年３月31日までは努力義務）**◆平24厚令15第26条の２****条例第27条の２****◎解釈通知第三の３(15の２)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 16の２　障害児の地域社会への参加及び包摂の推進 | 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。**◆平24厚令15第26条の３****条例第27条の３****◎解釈通知第三の３(15の３)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 17　児童発達支援計画の作成等 | (1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。**◆平24厚令15第27条第１項****条例第28条第１項** | 個別支援計画児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | □適□否支援計画作成者( ) |
|  | (2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。**◆平24厚令15第27条第２項****条例第28条第２項****◎解釈通知第三の３(16)①**児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、５領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等記載すること。なお、児童発達支援計画の様式については、各事業所で定めるもので差し支えない。また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 | □適□否 |
|  | (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。**◆平24厚令15第27条第３項****条例第28条第３項** | アセスメントを実施したことが分かる記録面接記録 | □適□否 |
|  | (4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の(4)に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。**◆平24厚令15第27条第４項****条例第28条第４項****◎解釈通知第三の３(16)②** | 個別支援計画の原案他サービスとの連携状況が分かる書類 | □適□否 |
|  | (5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。**◆平24厚令15第27条第５項****条例第28条第５項　規則第７条第１項****◎解釈通知第三の３(16)②ア** | サービス担当者会議の記録 | □適□否 |
|  | (6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。**◆平24厚令15第27条第６項****条例第28条第６項****◎解釈通知第三の３(16)②イ** | 個別支援計画~~（保護者の署名捺印）~~ | □適□否 |
|  | (7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。**◆平24厚令15第27条第７項****条例第28条第７項****◎解釈通知第三の３(16)②ウ** | 保護者に交付した記録個別支援計画~~（保護者の署名捺印）~~ | □適□否 |
|  | (8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。**◆平24厚令15第27条第８項****条例第28条第８項****◎解釈通知第三の３(16)②エ** | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録 | □適□否 |
|  | (9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。**◆平24厚令15第27条第９項****条例第28条第９項　規則第７条第２項** | モニタリング記録面接記録 | □適□否 |
|  | (10) 児童発達支援計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。**◆平24厚令15第27条第10項****条例第28条第10項** | (2)から(7)に掲げる確認資料 | □適□否□該当なし |
| 18　児童発達支援管理責任者の責務 | (1) 児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。一　19に規定する相談及び援助を行うこと。 | 相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等) | □適□否 |
|  | 二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。**◆平24厚令15第28条第１項****条例第29条第１項　規則第８条****◎解釈通知第三の３(17)①** | 他の従業者に指導及び助言した記録 | □適□否 |
|  | (2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。**◆平24厚令15第28条第２項****条例第29条第２項****◎解釈通知第三の３(17)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 19　相談及び援助 | 　指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。**◆平24厚令15第29条****条例第30条****◎解釈通知第三の３(18)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 20　支援 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。**◆平24厚令15第30条第１項****条例第31条第１項****◎解釈通知第三の３(19)①** | 個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等以下(3)まで同じ | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。**◆平24厚令15第30条第２項****条例第31条第２項****◎解釈通知第三の３(19)①** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。**◆平24厚令15第30条第３項****条例第31条第３項****◎解釈通知第三の３(19)①** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を支援に従事させているか。**◆平24厚令15第30条第４項****条例第31条第４項****◎解釈通知第三の３(19)②** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 | □適□否 |
|  | (5) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。**◆平24厚令15第30条第５項****条例第31条第５項** | 従業者名簿雇用契約書個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等 | □適□否 |
| 21　食事 | (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。(4)において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。**◆平24厚令15第31条第１項****条例第32条第１項****◎解釈通知第三の３(20)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。**◆平24厚令15第31条第２項****条例第32条第２項****◎解釈通知第三の３(20)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。**◆平24厚令15第31条第３項****条例第32条第３項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (4) 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。**◆平24厚令15第31条第４項****条例第32条第４項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 22　社会生活上の便宜の供与等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。**◆平24厚令15第32条第１項****条例第33条第１項****◎解釈通知第三の３(21)①** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。**◆平24厚令15第32条第２項****条例第33条第２項****◎解釈通知第三の３(21)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 23　健康管理 | (1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。**◆平24厚令15第33条第１項****条例第34条第１項****◎解釈通知第三の３(22)①**障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じること。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) (1)の指定児童発達支援事業者は、(1)の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

**◆平24厚令15第33条第２項****条例第34条第２項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。**◆平24厚令15第33条第３項****条例第34条第３項****◎解釈通知第三の３(22)②**従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこと。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 24　緊急時等の対応 | 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第34条****条例第35条****◎解釈通知第三の３(23)** | 緊急時対応マニュアルケース記録事故等の対応記録 | □適□否□該当なし |
| 25　通所給付決定保護者に関する市町村への通知 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。**◆平24厚令15第35条****条例第36条****◎解釈通知第三の３(24)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 26　管理者の責務 | (1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。**◆平24厚令15第36条第１項****条例第37条第１項****◎解釈通知第三の３(25)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第２章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。**◆平24厚令15第36条第２項****条例第37条第２項****◎解釈通知第三の３(25)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 27　運営規程 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。一　事業の目的及び運営の方針二　従業者の職種、員数及び職務の内容三　営業日及び営業時間四　利用定員五　指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額六　通常の事業の実施地域七　サービスの利用に当たっての留意事項八　緊急時等における対応方法九　非常災害対策十　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類十一　虐待の防止のための措置に関する事項十二　その他運営に関する重要事項**◆平24厚令15第37条****条例第38条　規則第９条****◎解釈通知第三の３(26)①**上記二「従業員の員数」は、日々変わりうるものであるため、規程を定めるに当たっては、基準第５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。**◎解釈通知第三の３(26)②**四「利用定員」は、指定児童発達支援事業所において、同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。なお、複数の指定児童発達の単位が設置されている場合にあっては、当該指定児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要がある。基準第11条に規定する「利用定員」とは異なる概念である。**◎解釈通知第三の３(26)③**五「指定児童発達支援の内容」については、支援の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものである。「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。**◎解釈通知第三の３(26)④**六「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。また、障害の程度等により自ら通所することが困難な障害児に対しては、円滑な指定児童発達支援の利用が図られるよう、指定児童発達支援事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があるが、障害児の自立能力の獲得を妨げないようにしなければならない。**◎解釈通知第三の３(26)⑤**七「サービスの利用に当たっての留意事項」は、障害児が指定児童発達支援の提供を受ける際に、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものである。**◎解釈通知第三の３(26)⑥**九「非常災害対策」は、基準第40条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものである。**◎解釈通知第三の３(26)⑦**十「事業の主たる対象とする障害の種類」について、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができる。この場合、当該対象者から指定児童発達支援の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定児童発達支援の提供を拒んではならない。**◎解釈通知第三の３(26)⑧**十一「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害児虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、ア虐待防止に関する責任者の設置イ苦情解決体制の整備ウ従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)エ基準第45条第2項第1号の虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」)の設置等に関すること　等を指すものである。**◎解釈通知第三の３(26)⑨**上記のほか、苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。 | 運営規程 | □適□否 |
| 28　勤務体制の確保等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。**◆平24厚令15第38条第１項****条例第39条第１項****◎解釈通知第三の３(27)①**指定児童発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすること。 | 従業者の勤務表 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）**◆平24厚令15第38条第２項****条例第39条第２項****◎解釈通知第三の３(27)②**　指定児童発達支援事業者は、原則として当該事業の従業者によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認める。 | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。**◆平24厚令15第38条第３項****条例第39条第３項****◎解釈通知第三の３(27)③**研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 | 研修計画、研修実施記録 | □適□否 |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第38条第４項****条例第39条第４項****◎解釈通知第三の３(27)④**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の２第１項の規定に基づき、指定児童発達支援事業者には、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、規定したものである。指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定児童発達支援事業者が講じることが望ましい取組については、解釈通知を確認のこと。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、保護者等から受けるものも含まれることに留意すること。 | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | □適□否 |
| 29　業務継続計画 の策定等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第38条の２第１項****条例第39条の２第１項****◎解釈通知第三の３(28)①**業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第38条の２に基づき指定指導発達支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。**◎解釈通知第三の３(28)②**業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア　感染症に係る業務継続計画a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)b 初動対応c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)イ　災害に係る業務継続計画a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)c 他施設及び地域との連携 | 業務継続計画 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第38条の２第２項****条例第39条の２第２項****◎解釈通知第三の３(28)③**研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年１回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。**◎解釈通知第三の３(28)④**訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年１回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。**◆平24厚令15第38条の２第３項****条例第39条の２第３項** | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | □適□否 |
| 30　定員の遵守 | 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）**◆平24厚令15第39条****条例第40条****◎解釈通知第三の３(29)** | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | □適□否利用者数　　　名利用定員　　　名発達支援室定員　　名 |
| 31　非常災害対策 | (1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。**◆平24厚令15第40条第１項****条例第41条第１項****◎解釈通知第三の３(30)①**非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならない。**◎解釈通知第三の３(30)②**「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない**◎解釈通知第三の３(30)③**「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第６号)第３条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。**◎解釈通知第三の３(30)④**「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 | 非常火災時対応マニュアル（対応計画）運営規程通報・連絡体制消防用設備点検の記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。**◆平24厚令15第40条第２項****条例第41条第２項** | 避難訓練の記録消防署への届出 | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。**◆平24厚令15第40条第３項****条例第41条第３項****◎解釈通知第三の３(30)⑤** | 地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | □適□否 |
| 32　安全計画の策定等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第40条の２第１項****条例第41条の２第１項****◎解釈通知第三の３(30の２)** | 安全計画に関する書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第40条の２第２項****条例第41条の２第２項** | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。**◆平24厚令15第40条の２第３項****条例第41の２条第３項** | 保護者に周知したことが分かる書類 | □適□否 |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。**◆平24厚令15第40条の２第４項****条例第41条の２第４項** | 安全計画に関する書類 | □適□否 |
| 33　自動車を運行する場合の所在の確認 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。**◆平24厚令15第40条の３第１項****条例第41条の３第１項****◎解釈通知第三の３(30の３)①** | 自動車運行状況並びに所在を確認したことがわかる書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。）を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。**◆平24厚令15第40条の３第２項****条例第41条の３第２項****◎解釈通知第三の３(30の３)②**ブザー等の設置が義務付けされた車両　　３列以上のシートがあり、３列目以降にも児童を座らせ、日常的に送迎に使用している車両 | 見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類 | ブザー等設置□有＝適□無⇒否⇒利用の状態により見落としが少ないと認められる場合は適 |
| 34　衛生管理等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。**◆平24厚令15第41条第１項****条例第42条第１項****◎解釈通知第三の３(31)①**従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意すること。ア　指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つことイ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じることウ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること | 衛生管理に関する書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 | 衛生管理に関する書類 |  |
|  | ①　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。**◆平24厚令15第41条第２項第１号****条例第42条第２項　　規則第９条の２第1号****◎解釈通知第三の３(31)②ア** | 委員会議事録 | □適□否 |
|  | ②　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。**◆平24厚令15第41条第２項第２号****条例第42条第２項　　規則第９条の２第2号****◎解釈通知第三の３(31)②イ** | 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 | □適□否 |
|  | ③　当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第41条第２項第３号****条例第42条第２項　　規則第９条の２第3号****◎解釈通知第三の３(31)②ウ、エ** | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
| 35　協力医療機関 | 　指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。**◆平24厚令15第42条****条例第43条****◎解釈通知第三の３(32)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 36　掲示 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、35の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。**◆平24厚令15第43条第１項、第２項****条例第44条第１項、第２項****◎解釈通知第三の３(33)①②**指定児童発達支援事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、次に掲げる点に留意し、掲示しなければならない。ア　指定児童発達支援事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことである。イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することは不要 | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | □適□否 □掲示 □閲覧 |
| 37　身体拘束等の禁止 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。**◆平24厚令15第44条第１項****条例第45条第１項** | 個別支援計画身体拘束等に関する書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。**◆平24厚令15第44条第２項****条例第45条第２項****◎解釈通知第三の３(34)①****※記録していない場合は、報酬の減算** | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 |  |  |
|  | ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 | 委員会議事録 | □適□否 |
|  | ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 | 身体拘束等の適正化のための指針 | □適□否 |
|  | ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | 研修を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
|  | **◆平24厚令15第44条第３項****条例第45条第３項　　規則第９条の３****◎解釈通知第三の３(34)②～④****※身体拘束等の適性化を図るための措置のいずれかを講じていない場合は、報酬の減算** |  |  |
| 38　虐待等の禁止 | (1) 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。**◆平24厚令15第45条第１項****条例第46条第１項****◎解釈通知第三の３(35)** | 個別支援計画虐待防止関係書類(研修記録、虐待防止マニュアル等)ケース記録業務日誌 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 |  |  |
|  | ①　当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 | 委員会議事録従業者に周知したことが分かる書類 | □適□否 |
|  | ②　当該指定児童発達支援事業所において 、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。 | 研修を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
|  | ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。**◆平24厚令15第45条第２項****条例第46条第２項　　規則第９条の４****◎解釈通知第三の３(35)①～④**　**※虐待防止のための措置のいずれかを講じていない場合は、報酬の減算** | 担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等） | □適□否 |
| 39　秘密保持等 | (1) 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。**◆平24厚令15第47条第１項****条例第48条第１項****◎解釈通知第三の３(37)①** | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第47条第２項****条例第48条第２項****◎解釈通知第三の３(37)②**当該指定児童発達支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においても業務上知り得た秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととする。 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。**◆平24厚令15第47条第３項****条例第48条第３項****◎解釈通知第三の３(37)③**障害児又はその家族の同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | 個人情報同意書 | □適□否 |
| 40　情報の提供等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。**◆平24厚令15第48条第１項****条例第49条第１項** | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。**◆平24厚令15第48条第２項****条例第49条第２項** | 事業者のＨＰ画面・パンフレット | □適□否 |
| 41　利益供与等の禁止 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。**◆平24厚令15第49条第１項****条例第50条第１項****◎解釈通知第三の３(38)①** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。**◆平24厚令15第49条第２項****条例第50条第２項****◎解釈通知第三の３(38)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (注)　(1)及び(2)の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その代償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。 |  |  |
| 42　苦情解決 | (1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第50条第１項****条例第51条第１項****◎解釈通知第三の３(39)①**　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。 | 苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物 | □適□否　□苦情受付窓口の設置　□その他　( ) |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。**◆平24厚令15第50条第２項****条例第51条第２項****◎解釈通知第三の３(39)②**　苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。　 | 苦情者への対応記録苦情対応マニュアル | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の５の22第１項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。**◆平24厚令15第50条第３項****条例第51条第３項** | 市町村又は都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。**◆平24厚令15第50条第４項****条例第51条第４項** | 都道府県等への報告書 | □適□否□該当なし |
|  | (5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。**◆平24厚令15第50条第５項****条例第51条第５項****◎解釈通知第三の３(39)③** | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | □適□否□該当なし |
| 43　地域との連携等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。**◆平24厚令15第51条第１項****条例第52条第１項****◎解釈通知第三の３(40)①** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。**◆平24厚令15第51条第２項****条例第52条第２項****◎解釈通知第三の３(40)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 44　事故発生時の対応 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第52条第１項****条例第53条第１項****◎解釈通知第三の３(41)**　事故が発生した場合は速やかに都道府県等及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。このほか、次の点に留意する。　①安全計画の策定等とあわせて、指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。　　また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。　②賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。　③事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)に関する取り組み指針(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので参考にされたい。 | 事故対応マニュアル都道府県、市町村、家族等への報告記録 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。**◆平24厚令15第52条第２項****条例第53条第２項** | 事故の対応記録ヒヤリハットの記録 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。**◆平24厚令15第52条第３項****条例第53条第３項** | 再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | □適□否□該当なし |
| 45　会計の区分 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。**◆平24厚令15第53条****条例第54条****◎解釈通知第三の３(42)** | 収支予算書・決算書等の会計書類 | □適□否 |
| 46　記録の整備 | (1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。**◆平24厚令15第54条第１項****条例第55条第１項****◎解釈通知第三の３(43)** | 職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から５年間保存しているか。一　11(1)に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録二　児童発達支援計画三　25に規定する市町村への通知に係る記録四　37(2)に規定する身体拘束等の記録五　42(2)に規定する苦情の内容等の記録六　44(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**◆平24厚令15第54条第２項****条例第55条第２項　　規則第10条****◎解釈通知第三の３(43)①②** | 左記一から六までの書類 | □適□否 |
| 47 電磁的記録等 | (1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の(1)の受給者証記載事項又は７の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。**◆平24厚令15第83条第１項****条例第85条第１項****◎解釈通知第九の２(1)①～④** | 電磁的記録簿冊適宜必要と認める資料 | □書面□電磁的記録　□適　□否 |
|  | (2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による場合は、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。**◆平24厚令15第83条第２項****条例第85条第２項****◎解釈通知第九の２(2)①～④** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第５　共生型障害児通所支援に関する基準 | **◆法第21条の5の17****◎解釈通知第三の４** |  |  |
| １　共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準 | 児童発達支援に係る共生型通所支援（共生型児童発達支援）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 |  |  |
|  | 一　指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。**◆平24厚令15第54条の２第１号****条例第56条の２第１号****◎解釈通知第三の４(1)①** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否□該当なし |
|  | 二　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。**◆平24厚令15第54条の２第２号****条例第56条の２第２号****◎解釈通知第三の４(1)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ２　共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準 | 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 |  |  |
|  | 一　指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。**◆平24厚令15第54の３第１号****平11厚令37　　平18厚令34****条例第56条の3第1号　規則第11条の3第1項****◎解釈通知第三の４(2)①** | 平面図【目視】利用者数が分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | 二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。**◆平24厚令15第54の３第２号****条例第56条の3第2号　規則第11条の3第2項****◎解釈通知第三の４(2)②** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否□該当なし |
|  | 三　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。**◆平24厚令15第54の３第３号****条例第56条の３第３号****◎解釈通知第三の４(2)③** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ３　共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準 | 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 |  |  |
|  | 一　指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、18人）以下とすること。**◆平24厚令15第54条の４第１号****平18厚令34　平18厚令36　平18厚令171****平24厚令15第72条の２****条例第56条の４第１号****◎解釈通知第三の４(3)①** | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | □適□否□該当なし |
|  | 二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 利用定員 |
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

**◆平24厚令15第54条の４第２号****平18厚令34　平18厚令36　平18厚令171****平24厚令15第72条の２****条例第56条の４第２号****◎解釈通知第三の４(3)②** | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | □適□否□該当なし |
|  | 三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。**◆平24厚令15第54条の４第３号****平18厚令34　平18厚令36　平18厚令171****平24厚令15第72条の２****条例第56条の4第3号　規則第11条の4第1項****◎解釈通知第三の４(3)③** | 平面図【目視】 | □適□否□該当なし |
|  | 四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。**◆平24厚令15第54条の４第４号****平18厚令34　平18厚令36　平18厚令171****平24厚令15第72条の２****条例第56条の4第4号　規則第11条の4第2項****◎解釈通知第三の４(3)④** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否□該当なし |
|  | 五　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。**◆平24厚令15第54条の４第５号****平18厚令34　平18厚令36　平18厚令171****平24厚令15第72条の２****条例第56条の４第５号****◎解釈通知第三の４(3)⑤** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ４　準用 | （平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条、第8条及び第4節（第11条を除く。）の規定を準用）**平24厚令15第54条の５****◎解釈通知第三の４(5)**　第三の１(3)、３の(2)から(43)を参照のこと | 同準用項目と同一文書 |  |
| ５　電磁的記録等 | (1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。**◆平24厚令15第83条第１項****条例第85条第１項****◎解釈通知第九の２(1)①～④** | 電磁的記録簿冊適宜必要と認める資料 | □書面□電磁的記録　□適　□否 |
|  | (2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて電磁的方法による場合は、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。**◆平24厚令15第83条第２項****条例第85条第２項****◎解釈通知第九の２(2)①～④** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第７　多機能型事業所に関する特例 | **◆法第21条の５の19****◎解釈通知第八** |  |  |
| １　従業者の員数に関する特例※児発ｾﾝﾀｰを除く | (1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下(9)まで同じ。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下(3)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。　一　児童指導員又は保育士　指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上イ　障害児の数が10までのもの　２以上ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上二　児童発達支援管理責任者　１以上**◆平24厚令15第80条第１項（第5条第1項、第5項適用）****条例第82条（第６条第１項適用）****規則第21条（第２条第１項適用）****◎解釈通知第八の１(1)**　多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る)の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所に配置とされる従業者間での兼務が可能 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）以下(9)まで同じ | □適□否定員　　　　名児童指導員　　名(うち常勤　　名)保育士　　　　名(うち常勤　　名)児童発達支援管理責任者　　　　名(うち専任・常勤　　名)障害福祉サービス経験者　　　　名 |
|  | (2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置いているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。一　医療機関等との連携により、看護職員を多機能型事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合二　多機能型事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合三　当該多機能型事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合**◆平24厚令15第80条第１項（第5条第2項適用）****条例第82条（第６条第２項適用）** | (1)に同じ | □適□否機能訓練担当職員　　　　　　　名看護職員　　　名□該当なし |
|  | (3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定通所支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。**◆平24厚令15第80条第１項（第5条第3項、第5項適用）****規則第21条（第２条第２項適用）** | (1)に同じ | □該当あり⇒機能訓練担当職員又は看護職員の数を、児童指導員又は保育士に□　含む□　含まない□該当なし |
| ※児発ｾﾝﾀｰのみ | (4) 指定児童発達支援事業者が多機能型事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下(8)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる多機能型事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。）一　嘱託医 １以上二　児童指導員及び保育士イ　児童指導員及び保育士の総数指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの） ごとに、通じておおむね障害児の数を ４で除して得た数以上ロ　児童指導員 １以上ハ　保育士 １以上三　栄養士 １以上四　調理員 １以上五　児童発達支援管理責任者 １以上**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第1項適用）****条例第82条（第７条第１項適用）****規則第21条（第３条第１項適用）** | (1)に同じ | □適□否⇒嘱託医　　　名　児童指導員　名保育士　　　名栄養士　　　名　調理員　　　名　児童発達支援管理責任者　　名□該当なし |
|  | (5) (4)各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。一　医療機関等との連携により、看護職員を多機能型事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合二　当該多機能型事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、 医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合三　当該多機能型事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第2項適用）****条例82条（第７条第２項適用）** | (1)に同じ | □適□否機能訓練担当職員　　　　　　　名看護職員　　　名□該当なし |
|  | (6) (4)及び(5)に掲げる従業員のほか、多機能型事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業員を置いているか。**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第3項適用）****条例第82条（第７条第３項適用）****規則第21条（第６条第３項適用）** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
|  | (7) (4)(嘱託医除く。）及び(5)に規定する従業員は、専ら、当該多機能型事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(4)の栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第6項、第7項適用）****規則第21条（第３条第５項、第６項適用）** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (7の2) (6)に規定する従業員は、専ら、当該多機能型事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第8項適用）****規則第21条（第３条第５項、第６項適用）** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
|  | (8) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第２の１の(5)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、１人以上は、常勤でなければならないとすることができる。**◆平24厚令15第80条第２項****規則第21条第２項****◎解釈通知第八の１(2)**　 | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
|  | (9) (7)、(7の2)の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。**◆平24厚令15第80条第1項(第6条第9項適用)****規則第21条第１項(第３条第８項適用)** | 障害児の支援に支障がないことが分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | （経過措置）※令和９年３月31日まで(5)の規定に関わらず、令和６年４月１日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる多機能型事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第５号。令和６年改正府令）第１条の規定による改正前の基準（旧基準）第６条第４項を適用する第80条に規定する主として難聴児を通わせる多機能型事業所）のうち令和６年改正府令附則第４条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、(4)各号に掲げる従業者（(5)ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）のほか、次の各号に掲げる従業者を置いているか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）一　言語聴覚士　指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに４以上二　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）　機能訓練を行うために必要な数三　看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）　医療的ケアを行うために必要な数**◆令６内令５附則第４条(旧基準第80条(第６条第４項適用))****令６条例第２号附則第８号の規定による改正前条例第82条(第７条第３項適用)****改正前規則第21条(第3条第3項、第6項適用)** | 令和６年４月１日において児童発達の指定を受けていたことが分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否⇒言語聴覚士　名　機能訓練担当職員　　　　　名　看護職員　　名□該当なし |
|  | （経過措置）※令和９年３月31日まで(5)の規定にかかわらず、令和６年４月１日において児童発達の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所（旧基準第６条第５項を適用する第80条に規定する主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所）のうち令和６年改正府令附則第４条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、(4)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置いているか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）一　看護職員　１以上二　機能訓練担当職員　１以上**◆令６内令５附則第４条(第80条(旧基準第６条第５項適用))****令６条例第２号附則第８項の規定による改正前条例第82条(第６条第４項適用)****改正前規則第21条(第３条第４項適用)** | 令和６年４月１日において児童発達の指定を受けていたことが分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否⇒看護職員　　名　機能訓練担当職員　　　　　名□該当なし |
|  | （経過措置）※令和９年３月31日まで　　(4)から(9)までの規定にかかわらず、令和６年４月１日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている児童発達支援事業所であって児童福祉法等の一部を改正する法律(令和４年法律第166号)附則第４条第１項の規定により新児童発達支援の指定を受けたものとみなされた事業所」（旧指定医療型児童発達支援事業所）のうち、令和６年改正府令附則第２条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、次に掲げるとおりとなっているか。 | 令和６年４月１日において児童発達の指定を受けていたことが分かる書類 |  |
|  | 　①　次の各号に掲げる従業者を置いているか。　　一　医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者　同法に規定する診療所として必要とされる数　　二　児童指導員　１以上　　三　保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）　１以上　　四　看護職員　１以上　　五　理学療法士又は作業療法士　１以上　　六　児童発達支援管理責任者　１以上 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否 |
|  | 　②　①の各号に掲げる従業員のほか、旧指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置いているか。 | ①に同じ | □適□否□該当なし |
|  | 　③　①の各号及び②に規定する従業員は、専ら当該旧指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 | ①に同じ | □適□否 |
|  | ④　③の規定にかかわらず、保育若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。**◆令６内令５附則第２条****令６内令５第１条の規定による法改正前の基準(旧基準)平24厚令15第80条(第56条適用)****令６条例第２号附則第８項の規定による改正前条例第82条(第58条適用)****改正前規則第21条(第12条適用)** | 障害児の支援に支障がないことが分かる書類 | □適□否□該当なし |
| ２　設備に関する特例 | 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。**◆平24厚令15第81条****条例第83条****◎解釈通知第八の２**　多機能型事業所の設備については、当該指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかし、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りでない。 | 平面図設備・備品等一覧表【目視】 | □適□否□該当なし |
| ３　利用定員に関する特例 | (1) 多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。**◆平24厚令15第82条第１項****条例第84条第１項****◎解釈通知第八の３(1)** | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等）以下(5)まで同じ | □適□否□該当なし利用定員合計　　　　　　　名サービス種別( 　　 )( 　　 ) ( 　　 ) |
|  | (2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第4の1の規定にかかわらず、指定児童発達支援の利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。**◆平24厚令15第82条第２項****条例第84条第２項****◎解釈通知第八の３(2)**  | (1)に同じ | □適□否□該当なし利用定員合計　　　　　　　名サービス種別ごとの利用者数サービス種別( 　　 ) 　　　　　　　名( 　　 ) 　　　　　　　名( 　　 )　　　　　　　名 |
|  | (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を５人以上とすることができる。**◆平24厚令15第82条第３項****条例第84条第３項** | (1)に同じ | □適□否□該当なし利用定員　　　名 |
|  | (4) (2)の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。**◆平24厚令15第82条第４項****条例第84条第４項** | (1)に同じ | □適□否□該当なし利用定員　　　名 |
|  | (5) 離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、(2)中「20人」とあるのは、「10人」とする。**◆平24厚令15第82条第５項　平24厚告232****条例第84条第５項****◎解釈通知第八の３(3)**　 | (1)に同じ | □適□否□該当なし利用定員　　　名 |
| ４　電磁的記録等 | (1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。**◆平24厚令15第83条第１項****条例第85条第１項****◎解釈通知第九の２(1)①～④**　 | 電磁的記録簿冊適宜必要と認める資料 | □書面□電磁的記録　□適　□否 |
|  | (2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて電磁的方法による場合は、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。**◆平24厚令15第83条第２項****条例第85条第２項****◎解釈通知第九の２(2)①～④**　 | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第８　変更の届出等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか**◆法第21条の５の20第３項****施行規則第18条の35第１項～第３項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。**◆法第21条の５の20第４項****施行規則第18条の35第４項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第９　障害児通所給付費の算定及び取扱い | **◆法第21条の５の３第２項** |  |  |
| １　基本事項 | (1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第１により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。**◆平24厚告122第一号　平24厚告128** | 体制等状況一覧表当該加算の届出書等 | □適□否 |
|  | (2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。**◆平24厚告122第三号** | (1)に同じ | □適□否 |
| ２　児童発達支援給付費（児童発達支援センターで行う場合） | (1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第一号に適合するものとして都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）に届け出た指定児童発達支援の単位（平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第５条第５項及び第６条第６項に規定）において、指定児童発達支援（指定通所基準第４条に規定）を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の１の注１****平24厚告269第一号****◎留意通知第二の２(1)①(一)** | 児童発達支援計画体制等状況一覧表当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （児童発達支援センター以外で行う場合） | (2) 法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の１の注２****平24厚告269第二号****◎留意通知第二の２(1)①(二)(三)(七)** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
| （重心児に対して行う場合） | (2の2) 法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の１の注２の２****平24厚告269第二号の二****◎留意通知第二の２(1)①(四)** | 体制等状況一覧当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （共生型の場合） | (2の3) 共生型児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所（共生型児童発達支援事業所）において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか**◆平24厚告122別表第１の１の注２の３****平24厚告269第二号の三****◎留意通知第二の２(1)①(五)** | 体制等状況一覧当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （時間区分） | (2の5) (1)及び(2)の算定に当たっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の１の注２の５****◎留意通知第二の１(3の2)** | 児童発達支援計画体制等状況一覧表当該加算の届出書等 | □適□否 |
| （指定児童発達支援等の提供時間） | (2の6) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（指定児童発達支援等）を行う場合については、個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。**◆平24厚告122別表第１の１の注２の６** | 児童発達支援計画市町村が認めたことが分かる資料体制等状況一覧表当該加算の届出書等 | □適□否 |
| （減算が行われる場合） | (3) 児童発達支援給付費の算定に当たって、 次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 |  |  |
|  | 【定員超過減算】【人員欠如減算】①　障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第一号イ又はロの表の上(左)欄に定める基準に該当する場合同表下(右)欄に定める割合 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 【通所支援計画等未作成減算】②　指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合(一)児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 　100分の70(二)児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合　 100分の50 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 【質の評価及び改善内容の未公表減算】③　指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第７項（第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む）に規定する基準に適合するものとして都道府県知事に届け出ていない場合　100分の85 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 【支援プログラム未策定・未公表減算】④　指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の２（第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む）に規定する基準に適合するものとして都道府県知事に届け出ていない場合(令和7年4月1日以降)　100分の85 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | **◆平24厚告122別表第１の１の注３****平24厚告271の第一号イ、ロ****◎留意通知第二の１(5)、第二の２(1)①(七)、****第二の１(6)、(7)、(8)、(8の2)****◎京都府知事は、次の減算対象に該当する場合指導を行い、指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。****①定員超過減算：**定員超過を解消するよう指導し、指導に従わず超過が継続する場合**人員欠如減算：**著しい人員欠如が継続する場合は、従業員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導し、指導に従わない場合**②通所支援計画等未作成減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合**③自己評価及び保護者評価結果の未公表減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合**④支援プログラムの未作成・未公表減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合（R6中は努力義務。減算適用はR7.4.1～） |  |  |
| （開所時間減算） | (4) 営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定児童発達支援事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」の第一号のハの表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を乗じて得た額を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の１の注４****平24厚告271の第一号ハ****◎留意通知第二の２(1)①(六)**営業時間が６時間未満である場合は、減算することになるが、次のとおり取り扱うこと。ア　ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。イ　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、６時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が６時間未満となった場合は減算の対象とならない。また、５時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が４時間未満となった場合は、４時間以上６時間未満の場合の額を乗ずること。ウ　算定される単位数は、４時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、４時間以上６時間未満の場合には所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （身体拘束廃止未実施減算） | (5) 指定児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）**◆平24厚告122別表第１の１の注５****◎留意通知第二の１(9)**次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を同知事に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について減算する。なお、**京都府知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導し、指導に従わない場合は特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。**①身体拘束等に係る記録が行われていない場合。緊急やむを得ない理由については、切迫性・非代替性・一時性の３つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録していること。②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない(年1回以上開催していない)場合又はその結果について従業者に周知徹底を図っていない場合※当該委員会については、事業所単位でなく法人単位での設置・開催や虐待防止委員会と一体的に設置・運営してよい。③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない(年1回以上実施していない)場合 | 第４の37に定める確認文書等 | □適□否□該当なし |
| （虐待防止措置未実施減算） | (6) 指定児童発達支援事業者が、虐待の発生又はその再発を防止するため、通所基準第45条第２項に規定する措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）**◆平24厚告122別表第１の１の注５の２****◎留意通知第二の１(10)**次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を同知事に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について減算する。なお、**京都府知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導し、指導に従わない場合は特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。**①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催していない(年1回以上開催していない)場合又はその結果について、従業者に周知徹底を図っていない場合※当該委員会については、事業所単位でなく法人単位での設置・開催や身体拘束等の適性化委員会と一体的に設置・運営してよい。②虐待防止のための研修を定期的に実施していない(年1回以上実施していない)場合③虐待防止のための①及び②の措置を適切に実施するための担当者を置いていない場合 | 第４の38に定める確認文書等 | □適□否□該当なし |
| （業務継続計画未策定減算） | (7) 指定通所基準第38条の２第１項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。**◆平24厚告122別表第１の１の注６****◎留意通知第二の１(12)**（経過措置）令和７年３月31日までの間は、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は、減算しない。　また、居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問試験・障害児相談支援については、令和７年３月31日までの間は減算しない。 | 第４の29に定める確認文書等 | □適□否□該当なし |
| （情報公表未報告減算） | (8) 法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。**◆平24厚告122別表第１の１の注６の２****◎留意通知第二の１(11)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | **複数の減算事由に該当する場合**それぞれの減算割合を乗ずることになるが、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算の単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由にのみ着目して減算を行う。**京都府知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、指導に従わない場合には指定の取消を検討する。** |  |  |
| （中核機能強化加算）※児発ｾﾝﾀｰのみ | (9) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算を算定していないか。イ 中核機能強化加算（Ⅰ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号イに適合ロ　中核機能強化加算（Ⅱ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ロに適合ハ　中核機能強化加算（Ⅲ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ハに適合**◆平24厚告122別表第１の１の注７****平24厚告270第一号****◎留意通知第二の２(1)②** | 地域障害児支援体制中核拠点登録通知書、体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （中核機能強化事業所加算）※児発ｾﾝﾀｰ除く | (10) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。イ 法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）ロ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合**◆平24厚告122別表第１の１の注７の２****平24厚告270第一号の二****◎留意通知第二の２(1)③** | 地域障害児支援体制中核拠点登録通知書、体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （児童指導員等加 配加算） | (11) 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（(12)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者）若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の三に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合① ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事する者を常勤で配置する場合② 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）③ ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）⑤ その他の従業者を配置する場合ロ 法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）① ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合② 専ら児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）③ ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）⑤ その他の従業者を配置する場合ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合① ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合② 専ら児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。）③ ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。）④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。）⑤ その他の従業者を配置する場合**◆平24厚告122別表第１の１の注８****平24厚告270第一号の三****◎留意通知第二の２(1)④**※児童指導員等の児童福祉事業に従事した経験年数（５年以上、５年未満）、配置形態（常勤専従、それ以外）、利用定員の区分に応じ算定すること。※加配加算の対象となる児童指導員等・・・・児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（公認心理師、その他大学（短大除く）・大学院において心理学科等を修了して卒業した者で、個人・集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者）、視覚障害児支援担当職員（国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者※児童福祉事業に従事した経験年数・・・・幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、進級による指導での教育に従事した経験含む。また、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らない。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出翔等 | □適□否□該当なし |
| （専門的支援体制加算） | (12) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の四に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数（(11)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第９の２の(3)の②(通所支援計画未作成減算)を算定している場合は加算していないか。　イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合　ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）　ハ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合**◆平24厚告122別表第１の１の注９****平24厚告270第一号の四****◎留意通知第二の２(1)④の２**　基準の人員に加え、理学療法士等を１以上配置（常勤換算による配置）し、支援を行った場合に算定するものである。(一)理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したもの）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したもの）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。なお、児童指導員等加配加算とは要件が異なり、保育士及び児童指導員の経験年数については、それぞれの資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要であり、特別支援学校、特別支援学級等での従事した経験は含まれない。(二)多機能事業所の児童発達と放課後等デイサービスの場合は、例えば、児童発達支援の保育士と放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算を満たすこととなる。(三)通所支援計画を作成していない場合は、作成していない障害児については算定できない。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （看護職員加配加 算） | (13) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第三号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算を算定していないか。イ 看護職員加配加算（Ⅰ）　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を１名以上配置（常勤換算）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上あるものとして届け出た事業所）において指定児童発達支援を行った場合ロ 看護職員加配加算（Ⅱ）　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を２名以上配置（常勤換算）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が720点以上あるものとして届け出た事業所）において指定児童発達支援を行った場合**◆平24厚告122別表第１の１の注10****平24厚告269第三号****◎留意通知第二の２(1)④の３**　看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、いずれも、医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を広く公表していること。　当該加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、いずれか１つを算定するものであること。　医療的スコアの算出方法については、留意事項通知を確認のこと。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （共生型サービス 体制強化加算） | (14) 共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか 。イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合　181単位ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合　103単位ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合　78単位**◆平24厚告122別表第１の１の注11****◎留意通知第二の２(1)④の４** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ３ 家族支援加算 | (1) 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第５条若しくは第６条又は第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第54条の６の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１月につき１回及び１月につき４回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 　イ　家族支援加算(Ⅰ) ※個別の相談援助　　(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助の行った場合　　　(一) 所要時間１時間以上の場合　　　(二) 所要時間１時間未満の場合　　(2) 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合　　(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合　ロ　家族支援加算(Ⅱ) ※ｸﾞﾙｰﾌﾟの相談援助　　(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　　(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合**◆平24厚告122別表第１の２の注１****◎留意通知第二の２(1)⑤**(一)家族支援加算(Ⅰ)・通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合など）は対象とならない。・児童発達支援を提供していない日に相談援助を行った場合であっても算定できるが、提供していない月においては算定できない。・原則、相談援助が30分に満たない場合は算定できない。・通信機器を活用しての相談援助は、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。・障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談の対象や内容に応じて効果的な相談援助となるよう努めること。・保育所又は学校等において支援を行うことが効果的な場合は、当該保育所等及び保護者の同意を得た上で、当該保育所等において相談援助等行った場合についても算定してよい。・相談援助を行った日時及び相談内容の要点を記録すること。(二)家族支援加算(Ⅱ)・通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものである。・児童発達支援を提供していない日に相談援助を行った場合であっても算定できるが、提供していない月においては算定できない。・２～８人までを１組として行う。ただし、同一世帯から複数人参加する場合は、１として数えること。・ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によるものが想定されるため、当該トレーニングの知識や家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。・相談援助が30分未満の場合は算定できない。・通信機器を活用する場合の相談援助は、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。・障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談の対象や内容に応じて効果的な相談援助となるよう努めること。・相談援助を行った日時及び相談内容の要点を記録すること。(三)家族支援加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同一の日に実施した場合でも、それぞれ算定できる。 |  |  |
|  | (2) 指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、放課後等デイサービスの家族支援加算(Ⅰ)、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅰ)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(Ⅰ)を算定した回数と(1)のイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは(1)のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算(Ⅱ)、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅱ)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(Ⅱ)を算定した回数と(1)のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは(1)のロを算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の２の注２****◎留意通知第二の２(1)⑤(四)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ３の２ 子育てサポート加算 | 指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の２の２の注****◎留意通知第二の２(1)⑥**(一)あらかじめ保護者の同意を得た上で、従業者が通所支援計画に位置付けて計画的に実施すること。(二)提供時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていること。(三)支援を行う従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、家族等へ障害児に対して行った支援内容を報告するのみではなく、個々の障害児及び家族等にあわせて丁寧に支援を行うこと。(四)複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。この場合、従業者１人が行う援助は最大５世帯程度までを基本とする。(五)支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合には、障害児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要諦に関する記録を作成すること。(六)子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できない。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ４ 食事提供加算 | 児童発達支援センターにおいて、児童福祉法施行令第24条第２号、第３号ロ、第４号ロ、第５号又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、当該基準に掲げる区分に従い、１日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。イ　食事提供加算(Ⅰ)　 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合ロ　食事提供加算(Ⅱ)　 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五ロに適合**◆平24厚告122別表第１の３の注****平24厚告270第一号の五****◎留意通知第二の２(1)⑦** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ５ 利用者負担上 限額管理加算 | 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の４の注****◎留意通知第二の２(1)⑧**　「通所使用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担額合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ６ 福祉専門職員 配置等加算（福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)） | (1) 指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省告示第15号第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援事業所従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の５の注１****◎留意通知第二の２(1)⑨**「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者((2)及び(3)において同じ) | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)） | (2)指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の５の注２****◎留意通知第二の２(1)⑨** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)） | (3) 次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。① 指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。**◆平24厚告122別表第１の５の注３****◎留意通知第二の２(1)⑨**　「３年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とする。　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害福祉サービス事業及び精神障害者施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。　また、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ７ 栄養士配置加 算（栄養士配置加算(Ⅰ)）※児発ｾﾝﾀｰのみ | (1) 次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。① 常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。**◆平24厚告122別表第１の６の注１****◎留意通知第二の２(1)⑩**　調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、加算不可 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （栄養士配置加算(Ⅱ)）※児発ｾﾝﾀｰのみ | (2) 次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合には算定していないか。① 管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。**◆平24厚告122別表第１の６の注２****◎留意通知第二の２(1)⑩**調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、加算不可 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ８ 欠席時対応加 算 | 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において１月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の７の注****◎留意通知第二の２(1)⑪**(一)急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定できる。(二)「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。(三)重症心身障害児に対し児童発達支援を行う場合の給付費を算定している事業所において、１月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%未満の場合、重症心身障害児に限り８回を限度として算定可能 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ９ 専門的支援実施加算 | 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を１以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第１号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として、１回につき所定単位を加算しているか。ただし、２の(3)の②(通所支援計画未作成減算)を算定している場合又は２の(14)のイ若しくはロ(共生型サービス体制強化加算)を算定していない場合は加算していないか。**◆平24厚告122別表第１の８の注****平24厚告270第一号の六****◎留意通知第二の２(1)⑫**(一)理学療法士等を１以上配置し、当該理学療法士等が障害児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画に則った支援であって５領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（専門的支援実施計画）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。　　理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（５年以上の経験）、児童指導員（５年以上の経験）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員　　保育士又は児童指導員の経験年数については、それぞれの資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要　　配置は、単なる配置で差し支えない。基準の従業員や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能(二)専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。(三)理学療法士等が、当該障害児に対し専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成すること。(四)その他以下の点に留意すること。　ア　専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、５名程度までの小集団による実施等も可能。この場合、小集団ごとに人員基準を満たす必要はない。　イ　専門的支援の提供時間は、少なくとも0分以上は確保すること。同日における支援時間の全てとする必要はない。　ウ　本加算の１月の算定限度回数は、対象児の月利用日数に応じて、以下のとおり　　・月利用日数が12日未満の場合、限度４回　　・月利用日数が12日以上の場合、限度６回　エ　専門的支援実施計画の作成・見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ること。こども家庭庁長官が定める基準**(平24厚告270第一号の六)**次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　専門的支援実施加算の対象となる障害児(加算対象児)に係る児童発達支援計画を踏まえ、理学療法士等がその有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であって専門的支援実施計画を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき適切に支援を行うこと。ロ　専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。ハ　専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。ニ　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ９の2 強度行動障 害児支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の七に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の八に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の８の２の注****平24厚告270第一号の七、第一号の八****◎留意通知第二の２(1)⑫の２**　障害児の行動障害の軽減を目的として、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（実践研修修了者）を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援（指定児童発達支援等）を支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものである。　算定に関する取り扱いについては、留意事項通知を確認のこと。こども家庭庁長官が定める基準**(平24厚告270第一号の七)**行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の１点の欄から５点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児こども家庭庁長官が定める基準**(平24厚告270第一号の八)**次の基準のいずれにも適合すること。イ　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を１以上配置し、当該者が支援家鶴シート等を作成すること。ロ　イに規定する支援計画シート等に基づいた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ９の３ 集中的支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の８の３の注****平24厚告270第一号の九****◎留意通知第二の２(1)⑫の３**　強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して手中的な支援（集中的支援）を行った場合に算定するものである。　算定に関する取り扱いについては、留意事項通知を確認のこと。こども家庭庁長官が定める基準**(平24厚告270第一号の九)**同告示第一号の七の規定を準用 | 広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料、体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ９の４ 人工内耳装用児加算（人工内耳装用児 支援加算(Ⅰ)）※児発ｾﾝﾀｰのみ | 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の８の４の注１****平24厚告269第四号****平24厚告270第一号の十****◎留意通知第二の２(1)⑫の４**(一)　次のいずれの条件も満たすこと。ア　児童発達支援センターにおいて、基準人員に加え、言語聴覚士を１以上配置（常勤換算による配置）していること。イ　聴力検査室を設置していること。支援に支障がない場合は、他の設備と兼用可ウ　言語聴覚士が人工内耳装用児の状態や個別に配慮すべき事項等を把握し、児童発達支援管理責任者と連携して当該事項を通所支援計画に位置付けて支援を行うこと。エ　人工内耳装用児への適切な支援を提供するため、人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること。オ　こどもが日々通う保育所、学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関の関係者に対して、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。カ　関係機関に対して、情報提供の機会や研修会の開催等、人工内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。キ　オ又はカの取組を行った場合には、当該取組の実施日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （人工内耳装用児 支援加算(Ⅱ)） | 言語聴覚士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十一に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の８の４の注２****平24厚告270第一号の十一****◎留意通知第二の２(1)⑫の４**(二)　次のいずれの条件も満たすこと。ア　基準人員に加え、言語聴覚士を１以上配置（単なる配置で可）していること。イ　関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。相談援助の実施日時及びその内容の要点に関する瑚六を作成すること。ウ　言語聴覚士が人工内耳装用児の状態や個別に配慮すべき事項等を把握し、児童発達支援管理責任者と連携して当該事項を通所支援計画に位置付けて支援を行うこと。エ　人工内耳装用児への適切な支援を提供するため、人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| ９の５ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（視覚障害児等）との意思疎通に関し専門性を有する者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の８の５の注****◎留意通知第二の２(1)⑫の５**(一)「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児」とは次のアからウまでのいずれかに該当する児童であること。ア　視覚障害に関して１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児イ　聴覚障害に関して２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児ウ　言語機能に関して３級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児(二)当該障害児に対して支援を行う時間帯を通じて、視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置し、当該人材がコミュニケーション支援を行いながら当該障害児に対して指定児童発達支援を行うこと。当該配置については、基準の配置すべき従業者によることも可能であり、また、単なる配置によることも可能(三)「視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは次のアからウのいずれかに該当する者であること。ア　視覚障害　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者イ　聴覚障害又は言語機能障害　　日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者ウ　障害のある当事者　　障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 10 個別サポート 加算 |  |  |  |
| （個別サポート加 算（Ⅰ）） | (1) 指定児童発達支援事業所等において、重度心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重度心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。**◆平24厚告122別表第１の９の注１****◎留意通知第二の２(1)⑫の６**　本加算の対象となる児童は次のとおりとする。なお、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合として基本報酬を算定している場合は、本加算は算定しない。(一)重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（重症心身障害児）(二)身体に重度の障害がある児童（１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）(三)重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付され、最重度又は重度であると判定されている障害児）(四)精神に重度の障害がある児童（１級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児） | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （個別サポート加算 （Ⅱ）） | (2) 要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の９の注２****◎留意通知第二の２(1)⑫の７**本加算の算定のための支援の必要性については、保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 10の２ 入浴支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に、１月につき８回を限度として、所定単位数を加算する。**◆平24厚告122別表第１の９の２の注****平24厚告269第四号の二****平24厚告270第一号の十二****◎留意通知第二の２(1)⑫の８** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 11 医療連携体制 加算 | **◎留意通知第二の２(1)⑬**医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うもの |  |  |
| （医療連携体制加算(Ⅰ)） | (1) 医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は１のハを算定している障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の10の注１****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅱ） | (2) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が１時間以上２時間未満の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は１のハを算定している障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の10の注２****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅲ)） | (3) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限 度として、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は１のハを算定している障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の10の注３****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| (医療連携体制加算(Ⅳ)) | (4) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイからハまでのいずれか又は１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(3)の(二)のa、b若しくは若しくは１のハを算定している医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、又は１のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の10の注４****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅴ)） | (5) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイからハまでのいずれか又は１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は１のハを算定している場合に障害児については、算定していないか。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一) 、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の10の注５****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅵ)） | (6) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）に喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する喀痰吸引等を言う。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は１のハを算定している場合に算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の10の注６****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅶ)） | (7) 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の1の10のイからホまでのいずれか若しくは１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、１のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc若しくは１のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定している障害児であるとき又は１の注10のイ若しくはロを算定しているときは、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の10の注７****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 12 送迎加算 | **◎留意通知第二の２(1)⑭(五)**指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても算定して差し支えないが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。 |  |  |
|  | (1) 障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の11の注１****◎留意通知第二の２(1)⑭(一)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (1の2) (1)を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、(1の3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の11の注１の２****平24厚告269第四号の三****◎留意通知第二の２(1)⑭(二)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (1の3) (1)を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児（基本スコア16点以上）の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の11の注１の３****平24厚告269第四号の四****◎留意通知第二の２(1)⑭(三)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、(3)を算定している場合は、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の11の注２****平24厚告269第四号の五****◎留意通知第二の２(1)⑭(四)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 中重度医療的ケア児である障害児（平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の11の注３****平24厚告269第四号の六****◎留意通知第二の２(1)⑭(四)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (4) (1)から(3)までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の11の注４****◎留意通知第二の２(1)⑭(六)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 13 延長支援加算 | (1) 次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が５時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が１時間以上のものに限る。）（延長支援）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。)に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。 | 児童発達支援計画、体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 　イ　指定児童発達支援事業所において、障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）　　(1) 障害児の場合（(2)に規定する場合を除く。）　　(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第５条第４項の基準を満たしているものに限る。）に対し延長支援を行う場合　(1) 障害児の場合（(2)に規定する場合及び重症心身障害児を除く。）　(2) 医療的ケア児の場合（重症心身障害児を除く。） |  |  |
|  | **◆平24厚告122別表第１の12の注１****平24厚告269第四号の七****◎留意通知第二の２(1)⑮(一)** |  |  |
|  | (2) (1)のイ又はロを算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上１時間未満となった場合には、(1)のイの(1)又はロの(1)を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、(1)のイの(2)又はロの(2)を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、１日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の12の注２****◎留意通知第二の２(1)⑮(一)エ** | 児童発達支援計画、体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第五号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 　イ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第５条第４項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合ロ　共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合**◆平24厚告122別表第１の12の注３****平24厚告269第五号****◎留意通知第二の２(1)⑮(二)** |  |  |
| 13の2 関係機関連携加算（関係機関連携加算（Ⅰ）） | (1) 指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、第９の２の(14)のイ又はロを算定していない場合に、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の12の２の注１****◎留意通知第二の２(1)⑮の２(一)、(五)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （関係機関連携加算（Ⅱ）） | (2) 指定児童発達支援等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の12の２の注２****◎留意通知第二の２(1)⑮の２(二) 、(五)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （関係機関連携加算（Ⅲ）） | (3) 指定児童発達支援等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の12の２の注３****◎留意通知第二の２(1)⑮の２(三) 、(五)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (3の2) 指定児童発達支援等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の12の２の注４****◎留意通知第二の２(1)⑮の２(三) 、(五)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| （関係機関連携加算（Ⅳ）） | (4) 障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の12の２の注５****◎留意通知第二の２(1)⑮の２(四) 、(五)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 13の3 事業所間連携加算 | 指定児童発達支援事業所等において、法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１月に１回を限度として所定単位数を加算する。イ　事業所間連携加算(Ⅰ)　 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合ロ　事業所間連携加算(Ⅱ)　 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合**◆平24厚告122別表第１の12の３の注****平24厚告270第一号の十三****◎留意通知第二の２(1)⑮の３** | 事業所間連携確認書体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 13の4 保育・教育 等移行支援加算 | (1) 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。）（移行先施設）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（保育・教育等移行支援）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、２回を限度として所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の12の４の注１****◎留意通知第二の２(1)⑮の４(一)、(四)～(六)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 移行先施設に通うこととなった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の12の４の注２****◎留意通知第二の２(1)⑮の４(二)、(四)～(六)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 移行先施設との連携調整を行った上で当該施設に通うこととなった障害児について、退所後30日以内に当該施設等を訪問して助言援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の12の４の注３****◎留意通知第二の２(1)⑮の４(三)、(四)～(六)** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 13の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 | 看護職員又は認定特定行為業務従事者を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、11の医療連携体制加算を算定しているときは、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の12の５の注****◎留意通知第二の２(1)⑮の５** | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 14 福祉・介護職員 処遇改善加算（令和6年5月31日まで）　　**旧規定** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15から17までにおいて同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　 本調書の第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000 分の81に相当する単位数イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000 分の59に相当する単位数ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000 分の33に相当する単位数**◆旧規定平24厚告122別表第１の13の注****平24厚告270第二号****◎留意通知第二の２(1)⑯**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 15 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算（令和6年5月31日まで）**旧規定** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅰ) 本調書の第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅱ) 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数**◆旧規定平24厚告122別表第１の14の注****平24厚告270第三号****◎留意通知第二の２(1)⑯**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 16 福祉・介護職員 等ベースアップ等支援加算（令和6年5月31日まで）　　**旧規定** | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、本調書第９の2から13の５までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。**◆旧規定平24厚告122別表第１の15の注****平24厚告270第三号の二****◎留意通知第二の２(1)⑯**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
| 17 福祉・介護職員 等処遇改善加算（令和6年6月1日以降） | (1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 本調書の第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数**◆平24厚告122別表第１の13の注１****平24厚告270第二号****◎留意通知第二の２(1)⑯**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 令和７年３月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（(1)の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。　① 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　 本調書の第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数② 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　 第９の２から13の5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　 第９の２から13の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数**◆平24厚告122別表第１の13の注２****平24厚告270第二号****◎留意通知第二の２(1)⑯**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |
|  | 福祉・介護職員等処遇改善加算に係る経過措置（令６こ告３附則第３条第２項）令和６年５月31日において現に福祉・介護職員処遇改善加算（旧通所給付費等単位表第１の13）を算定しており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（旧通所給付費等単位表第１の15）を算定していない事業所又は施設が、令和８年３月31日までの間において、福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)まで（改正後の基準別表単位数表第１の13の福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)まで）のいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の３分の２以上を福祉・介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当除く）の改善を実施しなければならない。 | 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | □適□否□該当なし |